

別表1（第5条関係）

助成対象経費は、次のとおりとし、国内取引に係る消費税及び地方消費税相当額、振込手数料、代引手数料、収入印紙代、通信費等の間接経費を除くものとする。

海外販路開拓事前準備およびFS調査に係る事業

経費区分	経費の内容
販促資料等の翻訳費 （※注1）	翻訳費、ネイティブチェック費、編集費などに要する経費
自社Webサイト等の宣伝用 コンテンツ編集費 （※注1）	Webサイト制作費、デザイン費、翻訳費、編集費などに要する経費
商材のローカライズ費 （※注1）	翻訳費、海外の文化や法律・規制上不適切な表現の編集費、海外利用および国内利用に適したフォーマットへの編集・変換費
調査委託費（※注2）	調査等の委託に要する経費、海外現地コーディネーター手配に要する経費、通訳費等
旅費（※注3）	航空費 2名分まで。空港利用税等関係経費往復分。国内、国際線ともエコノミークラス利用に限る。目的地まで最も合理的かつ経済的な経路を対象とする
	宿泊費 2名分まで。現地調査開始前日～調査終了日翌日まで。限度は7泊。一泊当たりの料金は実費もしくは別表1-5に定める基準額のいずれか低い方が対象となる。
	その他 上記以外の費用、現地移動費（最終目的地到着のための現地航空費、鉄道費除く）、飲食費、交際費等は対象外とする
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

※注1 販促資料等の翻訳費、自社Webサイト等の宣伝用コンテンツ編集費、商材のローカライズ費については、経済性の観点から原則2社以上から相見積もりを取り、最低価格を提示したものを選定すること。ただし契約の性質上相見積もりを取ることが困難な場合には、その合理的な理由を明らかにした選定理由書を提出すること。

※注2 調査委託費については、公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。

※注3 旅費については、公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。また交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降にFS調査が行われる場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

別表 1 - 2 (第 5 条関係)

海外への電子商取引等に係る事業

経費区分	内容
立ち上げ・運営費用 (※注 4)	海外向け販売サイトへの出展費用、自社販売サイト制作に係る契約費、宣伝広告・マーケティング費、海外向け販売サイト等の年間利用費
コンテンツ編集費 (※注 4)	海外向け販売サイト、自社販売サイト作成等の外部委託に係る経費 翻訳費、ネイティブチェック費、編集費、その他プロモーションに係る経費
専門家相談費 (※注 4)	電子商取引等に関して専門家へ相談する際の経費
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

※注 4 立ち上げ・運営費用、コンテンツ編集費、専門家相談費については、経済性の観点から原則 2 社以上から相見積もりを取り、最低価格を提示したものを選定すること。ただし契約の性質上相見積もりを取ることが困難な場合には、その合理的な理由を明らかにした選定理由書を提出すること。

別表 1-3 ((第 5 条関係)

国際見本市出展に係る事業 (海外向けオンライン出展含む)

経費区分	経費の内容
旅費 (注 5)	航空費 2名分まで。空港利用税等関係経費往復分。国内、国際線ともエコノミークラス利用に限る。目的地まで最も合理的かつ経済的な経路を対象とする。
	宿泊費 2名分まで。展示会前日～展示会終了日翌日まで。限度は7泊。一泊当たりの料金は実費もしくは別表 1-5 に定める基準額のいずれか低い方が対象となる。
	その他 上記以外の費用、現地移動費 (最終目的地到着のための現地航空費、鉄道費除く) 飲食費、交際費等は対象外とする
会場費 (注 5)	会場借料及び小間料 国際見本市へ出展するために必要なスペースの確保に要する経費 (オンラインによる出展料も含む)
	展示工事費、助成対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費用、電気工事費等
	備品使用料、展示ブース内で使用する機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費
	その他 登録料など出展に際して係る経費
現地通訳費	出展・商談及び準備・撤去時の現地通訳に要する経費
輸送費	展示会等に出展する出展製品 (オンライン出展のためのサンプル輸送費含む)、パンフレット等の輸送に要する経費
	輸出入諸費用、保険料等
広報・宣伝活動費	展示ブースで配る自社 (製品) パンフレット、展示パネル、資料作成・翻訳などに係る経費、オンライン出展のための広報資料等 (製品 PR 動画作成等含む) (※注 6)
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

※注 5 旅費及び会場費については、交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降に国際見本市が開催される場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

※注 6 当該展示会出展のために、新規に作成したものに限り。

別表 1 - 4 (第 5 条関係)

## 輸出に係る事業

経費区分	経費の内容
通関費	税関検査、その他通関等に係る経費
輸送に係る経費	商品の輸送料、船積書類、船荷証券等の書類取得に係る経費
輸出検査および証明書発行に係る経費	検疫、放射性物質等の検査および証明書発行に係る経費
保険料費	貿易保険、生産物賠償責任保険等に係る経費
認証取得調査費	認証取得にあたっての国内、国外貿易コンサル等に支払う経費
法務・権利調査費	権利調査、契約書作成、書類翻訳などに係る経費
外部専門家に係る経費	海外販売拡大を目的にコーディネーターや、通訳等に支払う経費
送金に係る経費	送金手数料、為替、信用状作成等に係る経費
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

別表 1 - 5

	国・地域	上限額 1泊につき1人
指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン	19,300 円
甲地方	北米地域、欧州地域、中近東地域（指定都市・乙地方に属するものを除く）	16,100 円
乙地方	大洋州地域 欧州地域の一部〔アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア〕 アジア地域の一部〔インドシナ半島（タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港並びにそれらの周辺の島しょ〕	12,900 円
丙地方	アジア地域、中南米地域、アフリカ地域、南極地域（乙地方に属するものを除く）	11,600 円